

添付資料 5－2－10 作業環境測定・照度測定に係る要求水準

1. 業務の概要

法令による作業環境及び劇場環境、照度に関する測定業務を実施する。

2. 業務実施体制

第一種又は第二種作業環境測定士の有資格者を業務責任者として配置すること。

3. 作業環境測定・照度測定の要求水準

(1)測定の測定項目及び測定器等は、法令による。管理基準値、測定位置及び測定回数等については、振興会と協議のうえ業務計画書に定めること。

(2)国立能楽堂の環境測定時期及び測定基準は、法令によるほか、「4. 国立能楽堂の室内空気環境測定時期及び基準」による。

4. 国立能楽堂の室内空気環境測定時期及び基準

測定時期：3月、5月、7月、9月、11月 計6回

測定場所：見所、楽屋、広間及び事務室等 計14ポイント

測定時間：始業後から中間時及び中間時から終業前の適切な2時点

測定項目：温度、湿度、気流、浮遊粉じん、一酸化炭素、炭酸ガス

5. 業務上の留意事項

(1) 本要求水準書に定めのない事項については、振興会と協議を行い、業務計画書又は作業計画書に記載すること。

(2) 測定の結果、管理基準値に適合しない場合は、振興会に報告するとともに、直ちに改善を行う。なお、振興会の承諾なしに、設備及び機器等を改変並びに修理してはならない。